厚生労働省
長崎労働局

Press Release

長崎労働基準監督署発表
令和７年１０月３日（金）

（照会先）
長崎労働基準監督署
副　署　長　中川 征治
電話　095-846-6391（17:15 まで）
095-846-6354（17:15～19:00）

労働安全衛生法違反容疑で書類送検
～潜水器具を点検し、修理等の措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署（署長　井上（いのうえ） 和秀（かずひで））は、本日、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び同機構の拠点の１つで、長崎市多以良町にある水産技術研究所の副部長を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】
令和７年６月 22 日、長崎市三重町付近の近海において、水産技術研究所所属の研究員に潜水業務を行わせた際、潜水前に潜水器具を点検し、当該潜水器具の修理その他必要な措置を講じていなかった疑い

１　被疑者
（１）国立研究開発法人水産研究・教育機構
所在地（本部）：神奈川県横浜市神奈川区新浦島町
事 業 内 容：水産分野における研究開発
（２）水産技術研究所 副部長　Ａ

２　関係法令（別紙１参照）
国立研究開発法人水産研究・教育機構及び副部長Ａに対して
労働安全衛生法違反
同法第 22 条第２号（事業者の講ずべき措置等）
高気圧作業安全衛生規則第 34 条第１項第３号（設備等の点検及び修理）
同法第 119 条第１号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3　災害の概要

令和７年６月 22 日、長崎市三重町付近の近海において、水産技術研究所の研究員である被災者Ｂほか２名が水深約 13 メートルの海中で網(トラップ)の中にいる魚（イスズミ）を捕獲する作業を行っていたところ、Ｂが海面に浮上した時、携行用ボンベから浮力調整具に給気するホースと浮力調整具との接続部分のバルブに緩みがあったため、空気漏れが発生し、浮力が得られずＢが溺死するという災害が発生しました。

4　被疑内容

労働安全衛生法では、潜水業務を行うときは、潜水前に、潜水作業者に携行させたボンベから給気を受ける潜水器の点検を行い、潜水作業者に危険が生ずるおそれがあると認められたときは、修理その他必要な措置を講じなければならないと規定されていますが、現場の安全管理を行っていたＡは、当該措置を講じていなかった疑いがあるものです。

5　その他

長崎労働基準監督署管内における令和７年１月から８月末までの間に発生した休業４日以上の労働災害は 376 件(前年同期 369 件)で、そのうち死亡災害は５件(前年同期４件)となっています。(※)

長崎労働基準監督署では、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注団体との合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡や重傷等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

（※）新型コロナウイルス感染症罹患分を除く

6　添付資料

別紙１　関係条文

別紙２　災害発生当日の作業状況(略図)

別紙１

関 係 条 文

労働安全衛生法(昭和 47 年６月８日法律第 57 号)

(事業者の講ずべき措置等)

第 22 条　事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第１号(略)

第２号　放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

第３号(略)

第４号(略)

(罰則)

第 119 条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一　第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の２第１項、第 30 条の３第１項若しくは第４項、第 31 条第１項、第 31 条の２、第 33 条第１項若しくは第２項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第１項、第 40 条第１項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第６項、第 44 条の２第７項、第 56 条第３項若しくは第４項、第 57 条の３第５項、第 57 条の４第第５項、第 59 条第３項、第 61 条第１項、第 65 条第１項、第 65 条の４、第 68 条、第 89 条第５項(第 89 条の２第２項において準用する場合を含む。)、第 97 条第２項、第 104 条又は第 108 条の２第４項の規定に違反した者

二から四(略)

(両罰規定)

第 122 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

高気圧作業安全衛生規則(昭和 47 年９月 30 日労働省令第 40 号)

(設備等の点検及び修理)

第 34 条第１項　事業者は、潜水業務を行うときは、潜水前に、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる潜水器具を点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

第１号(略)

第２号(略)

第３号　潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務　潜水器及び第 30 条の圧力調整器

別紙２
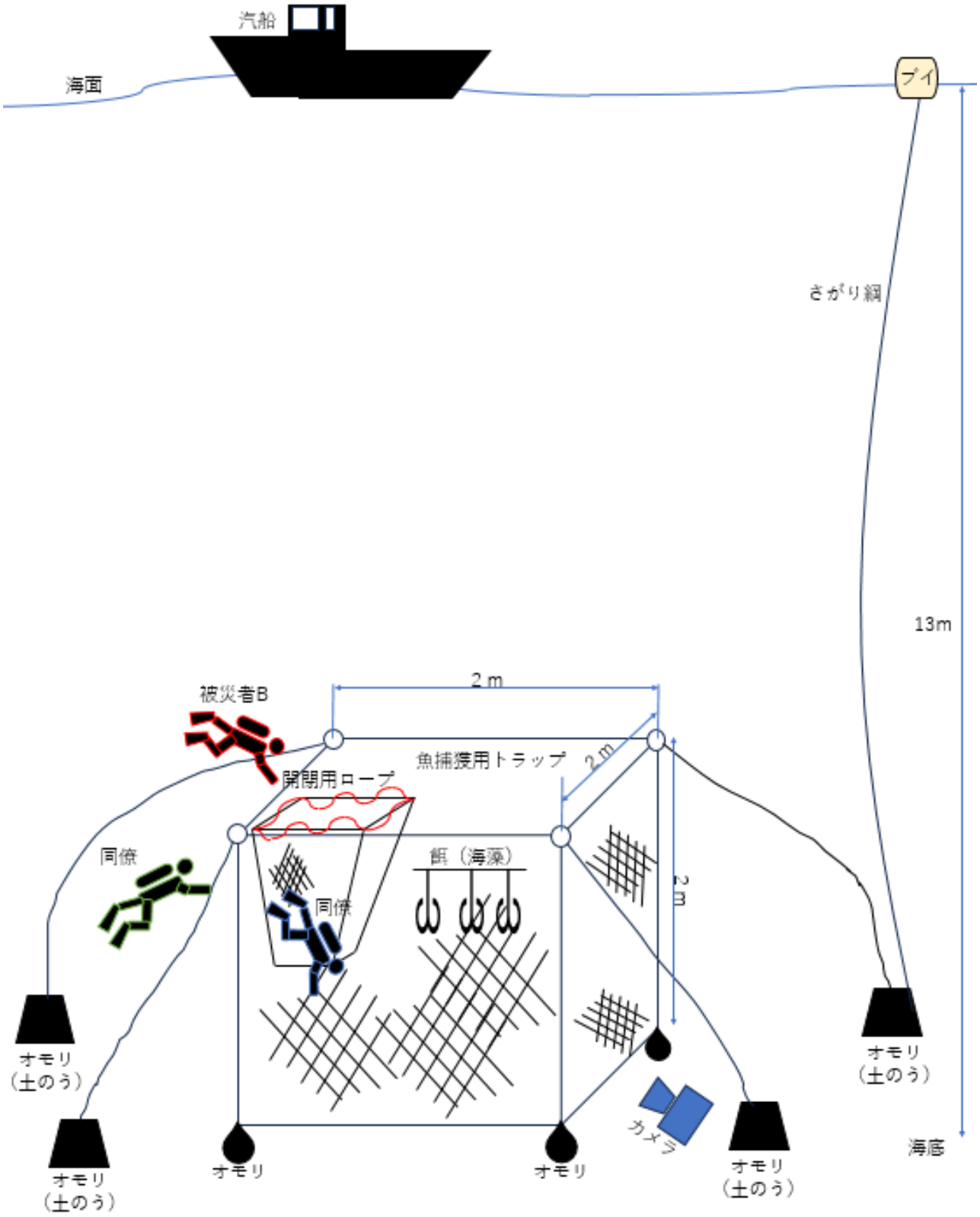
災害発生当日の作業状況（略図）